

島根県立総合福祉センター管理仕様書

島根県立総合福祉センターの指定管理者募集については、島根県立総合福祉センター条例（別紙1）、同施行規則（別紙2）及び令和6年8月9日付け募集公告（別紙3）に定めるもののほか詳細な条件については、本仕様書による。

I 指定管理者が管理する施設の概要

高齢者や障がい者、その他県民に対して、福祉に関する相談や情報の提供等を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図ることを目的として、平成7年に松江市に島根県立東部総合福祉センター（通称「いきいきプラザ島根」）が、平成12年に浜田市に島根県立西部総合福祉センター（通称「いわみーる」）が設置された。

II 指定管理者が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）

（1）「いきいきプラザ島根」

- ・ 東部総合福祉センター
：施設（別紙4）、設備（別途設計書の閲覧）及び施設等に付属する備品等（別紙5）のすべて
- ・ 心と体の相談センター及びその他の入居団体
：施設等（別紙4）

（2）「いわみーる」

- ・ 西部総合福祉センター
：施設（別紙4）、設備（別途設計書の閲覧）及び施設等に付属する備品等（別紙5）のすべて
- ・ 島根県立西部社会教育研修センター及びその他の入居団体
：施設等（別紙4）

III 指定管理者が行う業務

島根県立総合福祉センター業務仕様書（別紙6）のとおり。

IV 管理に要する経費

内容（項目）の詳細については、管理経費項目内訳（別紙7）のとおり。

V リスク分担

管理業務に関するリスク分担は、管理業務に係るリスク分担表（別紙8）のとおり。

VI 質疑等

- （1）本仕様書等に対する質疑については、「質疑票」（別紙9）により令和6年9月26日（木）午後5時までに下記XまでE-mailで提出すること。（質疑はE-mailのみで受付する。）
- （2）質疑に対する回答は随時行う。
- （3）指定管理者の選定後に、本説明書等関連書類の不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

Ⅶ 管理の条件

- (1) 県内の福祉向上の目的に沿った管理
土地、建物等を一括管理し、県内の福祉向上の目的に沿った運営を行うこと。
- (2) 管理に関する責任者の配置
施設等の管理に関する知識を有する者を責任者として必ず配置すること。
- (3) 個人情報の保護
管理を通じて取得した個人情報については、外部に漏洩しない等適切な措置を講じること。(別途、協定書に「指定管理者の個人情報保護に関する要綱」を記載予定。)
- (4) 情報公開
管理を通じて作成し、又は取得した文書等の公開については、情報公開の実施について必要な措置を講じること。(別途、協定書に「指定管理者の情報公開に関する要綱」を記載予定。)
- (5) 施設損害賠償保険の加入
次のとおり施設損害賠償保険を付保すること。
 - ①対人賠償 1名当たり 1億円
1事故当たり 10億円
 - ②対物賠償 1事故当たり 2千万円
 - ③オプション特約 エレベーター賠償責任特約
 - ④その他 県と指定管理者両方を被保険者とする
- (6) 危機管理マニュアルの策定
事故や災害等が発生した場合、速やかに必要な措置が講じられるよう「危機管理マニュアル」を整備すること。
- (7) 事業報告書の提出
毎会計年度終了後、60日以内に事業報告書を県に提出すること。
また、定期的に必要な事項を県に報告(日報、月報等)をすること。
- (8) 関係法令の遵守
地方自治法(昭和22年法律第67号)及び島根県立総合福祉センター条例(平成7年島根県条例第13号)等の規定並びに及び島根県健康福祉部健康福祉総務課の指示を遵守すること。

Ⅷ スケジュール

- (1) 募集の開始(公告) 令和6年8月9日(金)
- (2) 仕様書の配付期間 令和6年8月9日(金)～9月27日(金)
- (3) 現地説明会 令和6年8月19日(月)【松江会場】
令和6年8月22日(木)【浜田会場】
- (4) 質疑票提出締切 令和6年9月26日(木)
- (5) 申請書提出期限 令和6年9月30日(月)
- (6) 書類審査 令和6年8月9日(金)～10月3日(木)
- (7) プレゼンテーション 令和6年10月上旬
- (8) 指定管理者の選定 令和6年11月島根県議会での議決後

Ⅸ その他

- (1) 施設等の管理については、東部総合福祉センターと西部総合福祉センターと併せて実施することも、また、いずれか一方の管理を実施することも

可。ただし、併せて管理を実施する場合には、指定管理者指定申請書はそれぞれの施設ごとに作成し、提出するものとする。

- (2) 条例等を適切に運用するために、施設等の管理に関して必要な細部事項を「施設管理規程」に定める。
- (3) メリットシステム（収入目標額に対する収入実績額に応じて当年度の指定管理料を増減する制度：収入目標額が±10%を上回る変動があった場合、その1/2を当年度の指定管理料に反映させること。）における収入目標額は、平成30年度、令和元年度、令和5年度における貸出施設等使用料収入実績額の平均額を参考として求めたものである。（令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいいため、積算基礎からは除外。）
- (4) 西部総合福祉センターにおいては、令和7年度に大規模修繕工事（外壁タイル修繕）が予定されており、施設の貸出に影響がある可能性があるため、令和7年度の状況を勘案し、上記（3）については調整を行う予定である。

X 本仕様書に関する問い合わせ先(質疑票等提出先)

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県 健康福祉部 健康福祉総務課

総務情報第二係 担当：藤原、植田

TEL 0852-22-6329

FAX 0852-27-6317

E-mail kenpuku-somu@pref.shimane.lg.jp